

No.3	事業名	インターネット利用基準づくり 支援事業	補正 予算額	812 千円
------	-----	------------------------	-----------	--------

1 事業目的、趣旨等

近年のスマートフォン等の急速な普及に伴い、青少年はインターネットに関連した様々な危険と常に背中合わせの状況にある。健全な判断能力が育成されないままの利用は、青少年の健全な育成を阻害する恐れを高めるものと考えられる。

兵庫県青少年愛護条例が改正され、学校、県民、保護者等全ての人々に、青少年のインターネット利用に関する基準づくり支援の努力義務が新たに定められ、平成 28 年 4 月 1 日より施行された。このことを受け、市内の青少年健全育成地区会議等で基準づくりに取り組まれるための支援を行い、市民運動としての気運を高めることとする。

2 事業概要

(1) 内 容

事業の実施に当たっては、豊岡市子どもと心でつながる市民運動推進協議会に委託する。

学校や地域で組織されている青少年健全育成地区会議等において開催されるインターネット利用についての知識を学ぶ学習会等の開催や、保護者や地域住民も含めて、インターネットの利用についてのルールづくり等を行っていただく経費への支援を行う。

さらに、全市的な意識啓発を図るためのリーフレット等の配布を行う。

(2) 事業期間

平成 28 年度

(3) 事業主体

豊岡市（業務委託先：豊岡市子どもと心でつながる市民運動推進協議会）

(4) 今後のスケジュール

平成 28 年 6 月 市内 23 の青少年健全育成地区会議等での事業着手

平成 29 年 2 月 市内 全小中学校への啓発用チラシの配布

(5) 全体事業費（補助率・負担率等）

812 千円（うち県補助金：435 千円）

3 その他参考事項

平成 26 年度豊岡市の児童生徒の携帯電話等の利用実態（豊岡市教育振興計画 平成 27 年度実践計画資料より）

設 問	小学校 5 年生	中学校 2 年生
自分の携帯電話等を持っている	29.4% (6.7%)	22.3% (16.3%)
自宅でインターネットを利用している	78.8% (59.8%)	89.3% (74.0%)
うちゲーム機・音楽プレーヤー	53.8%	57.1%

※（ ）内は、平成 20 年度調査の数値。